

人間の安全保障基金によるベラルーシ共和国における「チェルノブイリ被災地域における人間の安全保障強化プロジェクト」への支援について

1. 本案件は、国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（UNICEF）及び国連人口基金（UNFPA）がベラルーシ共和国において実施する「チェルノブイリ被災地域における人間の安全保障強化プロジェクト」に対し、人間の安全保障基金を通じ、150万6,230.83ドル（約1億7,472万円）の支援を行うもの。

2. 1986年に発生したチェルノブイリ原子力発電所事故により、事故の影響を受けたベラルーシの地域住民は、健康問題や貧困問題に直面している。

本プロジェクトは、ベラルーシの5つの地域を対象に、食料生産に関する農民の所得の向上、医療サービスの提供等を行うことにより、上記の課題に取り込むものである。主な活動は以下のとおり。

- （1）放射線に汚染されていない農産物の生産、生産性の向上及び市場へのアクセス確保のための支援を通じた農民の所得向上。
- （2）会合の開催等を通じた妊婦を含む女性及びその家族を対象とした健康的な生活習慣に関する意識の向上
- （3）マンモグラフィーの実施、保健関係職員の訓練等を通じた乳ガンの予防・早期治療の実施
- （4）放射線に関する教育の実施のための施設の開設、同施設や学校の教員に対するワークショップの開催等を通じた放射線安全に関する子供・青少年の知識の向上
- （5）食料の放射能汚染の測定、住民に対する意識向上等を通じた放射能汚染された食物の消費の抑制

3. 本プロジェクトの実施により、ベラルーシにおいてチェルノブイリ原子力発電所事故の被害を受けた地域住民の生活が改善され、包括的な人間の安全保障の実現につながることを期待される。